相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区太子二丁目三一番地、最後の住所大阪府堺市美原区北余部西二丁目一番一―一〇四号

被相続人　亡　中西卯左男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府松原市上田七丁目一七六番地、最後の住所大阪府松原市上田七丁目二番一六号

被相続人　亡　森内　善嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区釣鐘町一丁目六番、最後の住所大阪市中央区釣鐘町一丁目六番六―三〇七号

被相続人　亡　内海　賢典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

大阪市北区西天満一丁目二番五号大阪ＪＡビル一二階

相続財産管理人　弁護士　本間　拓洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市黒江六六七番地、最後の住所和歌山県海南市阪井七六八番地二

被相続人　亡　松江　慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

事務所和歌山市十番丁一二番地十番丁ビル五階公園前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中内　大河

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市湖山町南一丁目五二一番地、最後の住所鳥取県鳥取市湖山町南一丁目九七八番地

被相続人　亡　田中　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

鳥取県鳥取市南吉方一丁目六三番地一　農協共済福祉事業団第二ビル二階　三谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小松　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市中区桑野一二〇番地、最後の住所岡山市北区奉還町一丁目一〇番二六号ビューラ―赤坂一〇一号室

被相続人　亡　田中　富雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

岡山市東区中川町四四二番地一

相続財産管理人　江尻　正芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市坂田二二七九番地、最後の住所熊本県山鹿市山鹿二九九番地一

被相続人　亡　小川　静香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

熊本県山鹿市古閑一一四〇番地一

相続財産管理人　司法書士　松本　剛久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市鹿央町合里三二〇一番地、最後の住所熊本県山鹿市鹿央町合里三二五三番地一

被相続人　亡　朝倉　ウメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

熊本県山鹿市古閑一一四〇番地一

相続財産管理人　司法書士　松本　剛久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市西伊敷四丁目二六番、最後の住所鹿児島市西伊敷四丁目二六番一〇号

被相続人　亡　古野　研一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

事務所鹿児島市上之園町一八番地三一　日笠山司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　日笠山繁樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県肝属郡肝付町新富一一一番地、最後の住所鹿児島県肝属郡肝付町新富一一三番地一

被相続人　亡　迫田サカエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

事務所鹿児島県鹿屋市打馬二丁目一―一一ヴァンベール打馬一〇一　鹿屋ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤尾　直人

第37期決算公告

平成26年8月27日

兵庫県尼崎市南塚口町２丁目１番２―201号

尼崎都市開発株式会社

代表取締役社長　池永　英次

貸借対照表の要旨

（平成26年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	91,432	流動負債	115,314
固定資産	1,249,271	固定負債	332,894
有形固定資産	1,226,927	純資産の部	
無形固定資産	1,302	株主資本	892,495
投資その他の資産	21,043	資本金	207,000
		利益剰余金	685,495
		（利益準備金）	（45,000）
		（その他利益剰余金）	（640,495）
		（うち当期純利益）	（38,848）
資産合計	1,340,703	負債・純資産合計	1,340,703

第24期決算公告

平成26年７月28日　東京都渋谷区渋谷三丁目３番５号

株式会社フロンティアインターナショナル

代表取締役　河村　康宏

貸借対照表の要旨（平成26年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,771	流動負債	1,547
固定資産	444	固定負債	193
		株主資本	1,463
		資本金	33
		資本剰余金	23
		資本準備金	23
		利益剰余金	1,410
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,407
		自己株式	△3
		評価・換算差額等	10
		その他有価証券評価差額金	10
資産合計	3,215	負債・純資産合計	3,215

（注）当期純利益　251百万円